

都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の施行に関し、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号。以下「令」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則における用語は、法、令及び省令において使用する用語の例による。

(認定の申請の添付図書)

第3条 省令第41条第1項に規定するその他市長が必要と認める図書は、面積区分表（第1号様式。ただし、建築物の用途が一戸建ての住宅の場合は除く。）のほか、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 申請する建築計画のうち、認定対象建築物の非住宅部分が、登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この号において同じ。）による審査を受けた場合 当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証（以下「非住宅建築物等適合証」という。）の写し

(2) 申請する建築計画のうち、認定対象建築物の住宅部分が、登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この号において同じ。）による審査を受けた場合 当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証（以下「住宅適合証」といい、次のア又はイに掲げる図書をいう。）の写し

ア．登録住宅性能評価機関が、法第54条第1項第1号に規定する基準（以下「低炭素法基準」という。）に適合すると認めて交付するもの

イ．登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書（ただし、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1に掲げる劣化対策等級の等級3、断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量

等級の等級 5 に適合し、かつ、低炭素法基準に適合しているものに限る。)

- (3) 認定対象建築物が建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要するもので、同法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかを併せて審査する場合 同法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の写し
- (4) 認定対象建築物の位置する建築敷地内に既存建築物がある場合 建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証の写し又は市長がこれに代わるものと認める図書
- (5) 認定対象建築物の建築が横須賀市景観条例(平成16年横須賀市条例第24号)第8条第2項各号のいずれかに該当する場合 同条例第7条第6項に規定する協議終了通知書の写し
- (6) 認定対象建築物の建築が適正な土地利用の調整に関する条例(平成17年横須賀市条例第50号)第35条の規定により締結された地区土地利用協定の区域内にある場合 同条例第44条第1項に規定する土地利用行為承認申請書又は同条例第55条に規定する地区土地利用協定区域内行為届出書の写し
- (7) その他市長が必要と認める図書

2 前項第3号に規定する書類は、建築基準法第6条第4項に規定する期間(同条第6項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、延長された後の期間)の末日の3日前までに提出しなければならない。

3 第1項に規定する更生に係る図書を提出する場合には、当該図書の写しと原本との照合を行うため、当該図書の原本が認定計画実施者の名義人に対して原本が交付されない場合若しくは原本を紛失した場合を除いて、原本を申請書副本に添付するものとする。

(設計内容説明書)

第4条 省令第41条第1項の表の(い)項に掲げる設計内容説明書は、一戸建ての住宅及び共同住宅等の住戸にあっては第1号の2様式、共同住宅等の共用部にあっては第2号様式、非住宅建築物にあっては第3号様式による。

(認定の申請に不要と認める図書)

第5条 省令第41条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 法第53条第1項に規定する認定低炭素建築物新築等計画に係る住戸部分について、第3条第1号又は第2号に規定する適合証を提出した場合にあっては、当該住戸部分に係る省令第41条第1項の表の(い)項に掲げる各

種計算書

- (2) 低炭素建築物新築等計画に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第19条各号の規定による届出又は第20条第2項の規定による通知をした場合で、第3条第1号又は第2号に規定する適合証を提出した場合にあっては、当該住戸部分に係る省令第41条第1項の表の（い）項に掲げる各種計算書

- (3) その他市長が不要と認める図書

（軽微な変更に関する証明書の交付）

第6条 省令第46条の2に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の計画の変更が、省令第44条の軽微な変更該当している（以下「計画変更が軽微な変更該当している」という。）ことを証する書面の交付を市長に求める場合にあっては、軽微変更該当証明申請書（第3号の2様式）に、面積区分表を添えて提出しなければならない。

- 2 前項の規定により面積区分表その他市長が必要と認める図書を提出する場合には、当該図書が名義人に対して原本が交付されない場合若しくは当該名義人に対して交付されたものの原本を紛失した場合を除いて、当該図書の写しと原本との照合を行うため、原本を申請書副本に添付するものとする。

- 3 市長は、第1項の交付を求められた場合で、計画変更が軽微な変更該当している場合にあっては、前項の軽微変更該当証明申請書の申請者（以下「軽微変更該当証明申請者」という。）に対して軽微変更該当証明書（第3号の3様式）を交付するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 法第53条第1項又は第55条第1項の規定による認定を申請した者は、その認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、取下届（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

- 2 軽微変更該当証明申請者が、証明書の交付を受ける前に、当該交付申請を取り下げようとするときは、取下届を市長に届け出なければならない。

（認定をしない旨の通知）

第8条 市長は、法第54条第1項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定をしないときは、低炭素建築物新築等計画不認定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(証明をしない旨の通知)

第8条の2 市長は、軽微変更該当証明書をしないときは、軽微変更不該当通知書(第5号の2様式)により申請者に通知するものとする。

(認定建築主の変更)

第9条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物(以下「認定低炭素建築物」という。)の新築等の工事が完了する前に、認定建築主を変更しようとするときは、認定建築主変更届(第6号様式)に認定等を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

2 前項の認定建築主変更届の提出部数は、正本1通及び副本1通とする

(軽微な変更)

第10条 認定建築主が、省令第44条各号に規定する軽微な変更をしようとするとき(第6条に規定する軽微な変更に関する証明書の交付の申請を行わないときに限る。)は、軽微な変更届(第7号様式)に省令第41条第1項に規定する図書のうち当該変更に係るものを添えて、市長に届出しなければならない。この場合において、当該変更に係る図書は、変更後の図書に変更部分に係る認定時の計画を朱書表示したものとする。

2 第1項に規定する更生に係る図書を提出する場合には、当該図書の写しと原本との照合を行うため、当該図書の原本が認定建築主の名義人に対して原本が交付されない場合若しくは原本を紛失した場合を除いて、原本を申請書副本に添付するものとする。

(申請書等の更正手続)

第11条 認定建築主は、認定建築主の住所、氏名又は認定に係る住宅の位置等の記載に誤記等があり更正を必要とする場合は、更正届(第8号様式)に、更正に係る図書を添えて市長に提出するものとする。

2 軽微変更該当証明申請者が、軽微変更該当証明申請者の住所、氏名又は軽微変更該当証明申請に係る建築物の位置等の記載に誤記等があり更正を必要とする場合は、更正届に更正に係る図書を添えて市長に提出するものとする。

3 第1項に規定する更生に係る図書を提出する場合には、当該図書の写しと原本との照合を行うため、当該図書の原本が認定建築主の名義人に対して原本が交付されない場合若しくは原本を紛失した場合を除いて、原本を申請書副本に添付するものとする。

(工事報告書等)

第12条 法第56条の規定による報告は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定

めるとおりとする。

(1) 市長から認定低炭素建築物の新築等の工事の進捗状況について報告を求められたとき 市長が指定した期日までに低炭素建築物の新築等の状況報告書（第9号様式）を提出

(2) 認定低炭素建築物の新築等の工事が完了したとき 速やかに工事完了届（第10号様式）に、次に掲げる図書のいずれかを添えて提出

ア 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の15に規定する工事監理報告書の写し

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し

ウ ア及びイに掲げるもののほか、工事の完了を確認することができる書面で市長が適当と認めるもの

（建築の取りやめ）

第13条 認定建築主は、認定低炭素建築物の新築等を取りやめようとするときは、取止届（第11号様式）に、低炭素建築物新築等計画認定通知書（法55条第2項において準用する法第54条第1項の規定による変更の認定を受けた者にあつては、当該低炭素建築物新築等計画認定通知書及び低炭素建築物新築等計画変更認定通知書）を添えて、市長に申し出なければならない。

（改善命令）

第14条 法第57条の規定による改善命令は、改善命令書（第12号様式）を交付することによって行わなければならない。

（認定の取消し）

第15条 市長は、法第58条の規定により認定を取り消したときは、低炭素建築物新築等計画認定取消通知書（第13号様式）により認定建築主に通知するものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条第 1 項関係）

面 積 区 分 表

① 今回建築する非住宅部分の床面積 m ²	② ①のうち、工場等の床面積 m ²	③ ①のうち、工場等以外の床面積 m ²
④ ①－⑤－⑥ m ²	⑤ ②のうち、適用除外部分の床面積 m ²	⑥ ③のうち、適用除外部分の床面積 m ²
⑦ 既存の非住宅部分の床面積 m ²	⑧ ⑦のうち、工場等の用途の床面積 m ²	⑨ ⑦のうち、工場等以外の用途の床面積 m ²
⑩ ⑦－⑪－⑫ m ² ☐ ④④の面積が⑩の床面積の2分の1を超える	⑪ ⑧のうち、適用除外部分の床面積 m ² ⑬ ⑧のうち、建築等を行わない部分の床面積 m ²	⑫ ⑨のうち、適用除外部分の床面積 m ² ⑭ ⑨のうち、建築等を行わない部分の床面積 m ²
⑮ ②－⑤＋⑧－⑪ 工場等の用途の床面積のうち、適用除外部分を除いた床面積 m ² ☐ ⑩建築物の主用途が工場等である		
⑯ ③－⑥＋⑨－⑫ 工場等以外の用途の床面積のうち、適用除外部分を除いた床面積 m ²		
⑰ ④＋⑩ m ² ☐ ㉟ 300m ² 以上である ☐ ㉠ ⑰の面積が2000m ² 以上である ☐ ㉡ 工場等とその他の用途との複合建築物である ☐ ㉢ 工場等の単独用途の建築物である		
⑱ 提出する建築計画のうち、住宅部分の床面積 m ² ☐ ㉣ ⑱の床面積が300m ² 以上である		
⑲ ⑱のうち住戸部分 m ²	⑳ ⑱のうち共用部分 m ² ※各階ごとに、非住宅部分の床面積が住戸部分の床面積を超えている場合は、非住宅部分の床面積として計上して下さい。	
手数料算定		
非住宅部分(㉤に該当する場合は⑮と⑯から転記)		住宅部分
⑱ 工場等用途 m ²		⑲ 住戸部分 m ²
⑲ 工場等以外の用途 m ²		㉑ 共用部分 m ²
(事務処理欄)		

※☐のチェック欄は該当するものにチェックをつけて下さい。

※適用除外部分は①居室を有しないため空気調和設備を設ける必要がない用途であること、②高い開放性を有するため空気調和設備を設ける必要がない用途であることのいずれかの番号を記載してください。

第 1 号の 2 様式（第 4 条関係）

設計内容説明書（住宅用）

住所番号	
建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認 定 事 項	確 認 項 目	設 計 内 容 説 明 欄			設 計 内 容 確 認 欄	
		項 目	設 計 内 容	記 載 図 書		
く 軀 体 の 外 皮 性 能 等	外 皮 性 能 等 に 係 る 基 本 事 項	地 域 区 分				
		住 宅 の 構 造				
	平 均 熱 貫 流 率					
	平 均 日 射 熱 取 得 率					
一 次 エ ネ ル ギ ー 消 費 量	基 本 事 項	居 室 及 び 非 居 室 の 面 積 の 入 力 方 法				
	日 射 熱	冬 季 に お け る 蓄 熱 を 利 用 し た パ ッ シ ブ 手 法 の 採 用				
	暖 房 設 備	暖 房 方 式 の 選 択				
	自 然 風	自 然 風 の 検 討 方 法				
	遮 蔽	平 均 日 射 取 得 係 数				
	冷 房 設 備	運 転 方 法				
	換 気	換 気 設 備 方 式				
	熱 交 換	熱 交 換 型 換 気 設 備				
	太 陽 給 湯	太 陽 給 湯 装 置				
	給 湯	給 湯 熱 源 機				
		配 管 に つ い て				
		水 栓 に つ い て				
		浴 槽 に つ い て				
	照 明	照 明 設 備				
	コ ー ジ エ ネ レ ー シ ョ ン	コ ー ジ エ ネ レ ー シ ョ ン の 種 類 に つ い て				
	太 陽 光 発 電	太 陽 光 発 電 の 採 用 に つ い て				
そ の 他 の 措 置	選 択 的 項 目	節 水 に 関 す る 取 組				
		雨 水 等 の 利 用 の た め の 設 備 の 設 置				
		エ ネ ル ギ ー マ ネ ジ メ ン ト に 関 す る 取 組				
		再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 利 用 設 備 及 び そ れ と 連 携 し た 定 置 型 蓄 電 池 の 設 置				
		ヒ ー ト ア イ ラ ン ド 対 策				
		劣 化 対 策				
		木 造 住 宅 ・ 建 築 物				
高 炉 セ メ ン ト 等 の 利 用						
資 金 計 画	資 力	建 築 に 係 る 資 金 計 画				

第 2 号様式（第 4 条関係）

設計内容説明書（共同住宅等の共用部用）

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項	確認項目	設計内容説明欄			設計内容 確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
躯体の外 皮性能等	外皮性能 等に係る 基本事項	地域区分			
		住宅の構造			
一次エネ ルギー消 費量	空調	空調ゾーン			
		外壁構成			
		窓仕様			
		外皮仕様			
		熱源入力			
		二次ポンプ			
		空調機			
	換気	換気対象室			
		給排気送風機			
		換気代替空調機			
	給湯	給湯対象室			
		給湯機器			
	照明	照明			
	昇降機	昇降機			
	効率化	太陽光発電システム			
		コージェネレーションシステム			
その他の 措置	選択的項目	節水に関する取組			
		雨水等の利用のための設備の設置			
		エネルギーマネジメントに関する取組			
		再生可能エネルギー利用設備及びそれと連携した定置型蓄電池の設置			
		ヒートアイランド対策			
		劣化対策			
		木造住宅・建築物高炉セメント等の利用			
資金計画	資力	建築に係る資金計画			

第3号様式（第4条関係）

設計内容説明書（非住宅建築物用）

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項	確認項目	設計内容説明欄			設計内容 確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
躯体の外 皮性能等	外皮性能 等に係る 基本事項	地域区分（PAL 用）			
		建物の用途（PAL 用）			
		年間熱負荷係数			
一次エネ ルギー消 費量	共通条件	地域区分			
		建築物の構造			
		階数			
		面積			
	空調	空調ゾーン			
		外壁構成			
		窓仕様			
		外皮仕様			
		熱源入力			
		二次ポンプ			
		空調機			
	換気	換気対象室			
		給排気送風機			
		換気代替空調機			
	給湯	給湯対象室			
		給湯機器			
	照明	照明			
	昇降機	昇降機			
	効率化	太陽光発電システ ム			
		コージェネレーシ ョンシステム			
その他の 措置	選択的項 目	節水に関する取組			
		雨水等の利用のた めの設備の設置			
		エネルギーマネジ メントに関する取 組			
		再生可能エネルギ ー利用設備及びそ れと連携した定置 型蓄電池の設置			
		ヒートアイランド 対策			
		劣化対策			
		木造住宅・建築物 高炉セメント等の 利用			
資金計画	資力	建築に係る資金計 画			

第 3 号の 2 様式（第 6 条第 1 項関係）

低炭素計画軽微変更証明申請書

年 月 日 (あて先) 横須賀市長 申請者住所 氏名 (印) (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話 省令第46条の2の規定に基づき、下記の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物に係る計画の変更が軽微な変更該当するものである旨の証明を申請します。	
省エネ適合性判定の 通知年月日及び通知番号	
確認年月日及び確認番号	
建築物の位置	
軽微変更概要	☐ 建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能を向上させる変更である。 ☐ 変更前の建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が法第54条第1項各号に掲げる基準を1割以上上回るもので、変更後の建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能の低下が1割以内に収まるものである。 ☐ 建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に係る計算により、法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更（ただし、低炭素建築物新築等計画の根本的な変更を除く。）
(事務処理欄)	

※ □ のチェック欄は該当するものにチェックをつけて下さい。

第 3 号の 3 様式（第 6 条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

軽微変更該当証明書
(低炭素計画軽微変更証明申請)

住所
氏名

省令第46条の2の規定に基づき、下記の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物に係る計画の変更が軽微な変更
に該当するものであることを証明します

横須賀市長



省エネ適合性判定の通知番号
省エネ適合性判定の通知年月日
建築物の位置

第 4 号様式（第 7 条関係）

取 下 届

年 月 日 (あて先) 横須賀市長 届出者住所氏名 印 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 電話	
申 請 の 種 類	
申 請 年 月 日	
建 築 物 の 位 置	
取 下 理 由	
(事務処理欄)	

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

第 5 号様式（第 8 条関係）

低炭素建築物新築等計画不認定通知書

住所 氏名		様	第 号 年 月 日
		横須賀市長	印
年 月 日付けで申請のあった建築物については、都市の低炭素化の促進に関する法律第 条第 項の認定（変更の認定）をしないことを決定したので通知します。			
申 請 年 月 日			
建 築 物 の 位 置			
認定をしない理由			
(事務処理欄)			

第 5 号 の 2 様 式 （ 第 8 条 の 2 関 係 ）

低炭素計画軽微変更不該当通知書

住所 氏名		第 号 年 月 日
様		
横須賀市長		印
年 月 日付けで申請のあった建築物については、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条に規定する軽微な変更に該当しないことを決定したので通知します。		
申 請 年 月 日		
建 築 物 の 位 置		
該 当 し な い 理 由		
(事務処理欄)		

第 6 号様式（第 9 条第 1 項関係）

認 定 建 築 主 変 更 届

（あて先）横須賀市長		年 月 日	
		住所 届出者 氏名 (印) （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） 電話	
認 定 番 号		第 号	
認 定 年 月 日		年 月 日	
建築物の位置			
変 更 前	住 所		
	氏 名		
変 更 後	住 所		
	氏 名		
変 更 理 由			
(事務処理欄)			

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

第 7 号様式（第10条関係）

軽 微 な 変 更 届

年 月 日 (あて先) 横須賀市長 届出者住所氏名 印 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 電話		
認 定 番 号	第 号	
認 定 年 月 日	年 月 日	
建 築 物 の 位 置		
認 定 建 築 主	住 所	
	氏 名	
変 更 事 項		変 更 前
		変 更 後
(事務処理欄)		

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

第 8 号様式（第 11 条関係）

更正届

年 月 日 (あて先) 横須賀市長 届出者 住所 氏名 印 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話		
認定年月日及び認定番号 証明書年月日及び証明書番号		
建築物の位置		
更正事項	更正前	更正後
更正の理由		
(事務処理欄)		

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

第 9 号様式（第12条第 1 号関係）

低炭素建築物の新築等の状況報告書

年 月 日 （あて先）横須賀市長 認定建築主住所氏名 （印） （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） 電話	
認定年月日及び認定番号	
確認年月日及び確認番号	
建築物の位置	
報告事項	
（事務処理欄）	

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

第10号様式（第12条第2号関係）

工 事 完 了 届

年 月 日 （あて先）横須賀市長 認定計画実施者住所 氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） 電話		
認 定 番 号		
認 定 年 月 日		
建 築 物 の 位 置		
工 事 完 了 年 月 日		
工 事 完 了 を 確 認 し た 建 築 士	資 格	
	住 所	
	氏 名	
（事務処理欄）		

第11号様式（第13条関係）

取 止 届

年 月 日 (あて先) 横須賀市長 届出者住所氏名 印 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 電話	
認 定 番 号	
認 定 年 月 日	
建 築 物 の 位 置	
認 定 建 築 主 の 氏 名	
(事務処理欄)	

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

第12号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

改善命令書

住所
氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定により、次のとおり改善を命じます。

横須賀市長



認定番号
認定年月日
建築物の位置
改善する内容

期限

第13号様式（第15条関係）

低炭素建築物新築等計画認定取消通知書

年 月 日	
住所 氏 名 様	
横須賀市長 印	
都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定により、低炭素建築物新築等計画の認定（変更の認定）を取り消したので通知します。	
認 定 年 月 日	
認 定 番 号	
建 築 物 の 位 置	
取 消 理 由	